

令和4年度 第1回 保土ヶ谷区障害者自立支援協議会 こども事例検討部会 会議録	
日時	令和4年7月15日(金) 10:00～11:30
開催場所	横浜市星川地域ケアプラザ 多目的ホール
出席者	現地(参加者11名 事務局9名) オンライン(8名)
欠席者	
開催形態	公開(傍聴人: 名) ・ 非公開
議 事	<p>10:00～開始</p> <p>10:05～10:50 講義 「児童相談所の役割と基礎理解」</p> <p>1 横浜市児童相談所の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口50万人に1か所設置とされている。 ・横浜市では現在4か所あり、5か所目の設置を目指している <p>2 児童相談所の業務</p> <p>【主な相談内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養護相談 虐待の相談も含まれる ・非行相談 虞犯相談、触法相談 ※内容が虞犯の相談が増えている ・障害相談(相談量は養護相談よりも多い) 手帳の判定等が含まれる ・育成相談 <p>【虐待の対応件数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談件数は10年間で3倍になっている ・虐待の認知件数が増えたが、まだまだ顕在化していない虐待が多い <p>【児童相談所の機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談・一時保護・措置を主な機能としている ・来所相談が主流だったが、通告による相談が増えている ・支援係では継続していくケースを主に扱っている <p>【児童相談所のセクション】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談部門・一時保護部門に分かれている <p>【相談部門の役割】</p> <p>〈相談調整係〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庶務関係も担っている <p>〈相談指導担当〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・逆対応件数が増えてきているので職員数も増えている ・児童福祉司と係長で20程度配置されている ・一か月100件を超えている <p>〈支援係〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもに関するあらゆる家庭への継続支援

- ・家庭裁判所家事事件
- ・入所施設
- ・家族再統合、家族関係調整
- ・里親に関する業務
- ・障害児に関する支援
- ・健育成事業
- 〈こころのケア係〉
- ・心理学的アセスメント
- ・児童福祉司の半数の児童心理司が配置基準となっており、今後も増員予定。

【相談のフロー】

- ・相談経路は家族、近隣の方等様々
- ・児童相談所としては会議の回数が多い
- ・支援係の担当している児童の2/5くらいが施設入所児にあたる

3 一時保護所について

【件数について】

- ・右肩あがりが増えている
- ・令和元年が一番多く、令和2年度は少し減少した

【一時保護について】

- ・4児相で定員177名
- ・その時に応じて定員が超過している年もある
- ・春先は比較的定員が開いている
- ・7月ころからは幼児以外は定員が埋まっている状況
- ・乳児、障害が重い方は扱えない
- ※乳児に関しては児童福祉施設、里親施設での一時預かりになる
- ・入所期間は2か月だが、虐待で重いケースは2～3割が超過することがある

【一時保護の種類】

- ・相談種別がそのまま該当
- ・養護が多い
- ・捨て子はほぼないが、迷子は稀にある

【一時保護の必要性】

- ・緊急保護（虐待、ネグレクト等の保護はするが、子供の行動を見切れず親御さんが同意しない場合やネグレクトだが学校へは普通に來られている場合等、初見では難しい場合がある）
- ・行動観察
- ・短期入所指導

【一時保護の流れ】

- ・通告があつてから2日以内に調査、アセスメントをしなければならない
- ・受理会議の日程は決められているが、緊急の場合は臨時の受理会議が毎日のように行われている

【障害児の一時保護】

- ・障害児施設の開いているところをお願いしているケースが多い
- ・知的障害児だと対応できる施設をお願いすることになる

- ・ B 2 までは一時保護所で預かることもある

【一時保護中に行うこと】

- ・ 児童福祉司は調査等を行っていく
- ・ 心理司は本人との面接や判定を行っていく

【一時保護後の支援】

- ・ 調査の結果どう支援を行っていくのかを決定する

4 障害児支援について

【区と児相の違い】

- ・ 在宅と入所で大きく分けられるが、ケースによって連携しながら進めていく

【児童相談所で行う障害児支援】

- ・ 来所相談が多いのが障害児支援の特性

【児童相談所で行う障害児支援】

- ・ 4 割弱が障害相談（心理判定が大半を占める）
- ・ 虐待の相談と障害の相談が多い

【障害児入所支援】

- ・ 医療型障害児入所施設は枠が非常に少ない
※市外にも求めることがある
- ・ 利用契約で入所することが基本

【利用契約になじまない世帯について】

- ・ 措置で入所することもある

【措置と契約の違いについて】

- ・ 費用負担も変わってくる（横浜市か施設か）

【障害児入所施設を取り巻く状況】

- ・ 1 8 歳以上の入所者は入所継続ができない

【障害児入所施設をとりまく状況】

- ・ 高校 3 年生になるまでに次の施設に行けるように取組を進めている

5 事例

6 質疑応答

質問：通告について児童相談所に報告すべきラインの判断基準を知りたい。

回答：区役所が関わっているのであればまずは区役所へ相談し、児童相談所が関わっているケースは相談しても良い。

質問：こころのケア係が手帳の判定をしている認識でよいか。

また件数はどれくらいか

回答：愛の手帳はこころのケア係が更新を含めて判定しているので、その後に利用という流れになる。件数に関しては詳細の数までは資料を持参してないので不明

11：10～11：30 施設見学

次回こども事例検討部会

日時：令和4年10月21日（金）

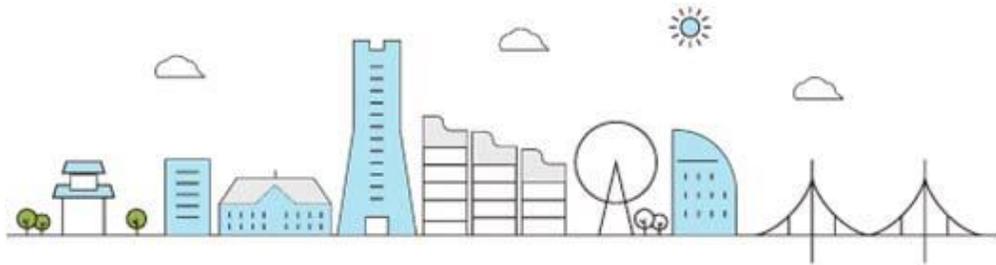
内容：放デイ連絡会

対象：放デイ事業所に限らず、学校関係やCP等、どなたでも可



児童相談所の役割と基礎理解

令和4年7月15日
児童相談所





本日のお話

- 1 横浜市の子童相談所の概要
- 2 子童相談所の業務
- 3 一時保護所について
- 4 障害児支援について
- 5 事例





1 横浜市の子童相談所の概要



横浜市の児童相談所



横浜市の基礎データ

面積……………約435km²

人口……………約375.8万人

児童人口…約54.2万人

R3.9.30現在

児童相談所複数設置の政令市



全国225か所 (R3年4月現在)

●データ：横浜市HP.厚生労働省HP

横浜市の児童相談所（各所の状況）

■ 中央児童相談所



人口：991,235人
児童：132,035人
一時保護所定員52人

■ 西部児童相談所



人口：724,969人
児童：101,074人
一時保護所定員40人
(他に自立支援部門
定員10人あり)

■ 南部児童相談所



人口：982,685人
児童：140,601人
一時保護所定員45人

■ 北部児童相談所（都筑区総合庁舎内）



人口：1,059,444人
児童：168,189人
一時保護所定員30人

●データ 人口：令和3年9月、一時保護所定員：令和4年4月



児童相談所の沿革

昭和 23年 4月	児童福祉法施行 神奈川県児童相談所設置
昭和 26年 5月	児童憲章制定
昭和 31年 11月	横浜市児童相談所設置（神奈川区／41年12月保土ヶ谷区へ移転）
昭和 34年 11月	児童権利宣言（国際連合総会採択）
昭和 49年 10月	南部児童相談所設置（磯子区）※2児相体制へ
昭和 60年 6月	中央児童相談所新築移転（保土ヶ谷区）※電話相談室開設
平成 6年 4月	子どもの権利条約批准
平成 7年 4月	北部児童相談所開設（都筑区）※3児相体制へ
平成 19年 6月	中央児童相談所移転（南区） 西部児相設置（保土ヶ谷区）※4児相体制へ
平成 23年 5月	中央児童相談所に虐待対応・地域連携課設置



2 児童相談所の業務



主な相談内容

養護相談

■ 保護者の病気、死亡、離婚、服役等の理由で、家庭での養育が困難になった児童の相談。

「虐待」の相談・通告も含まれる。

※児相業務の質・量ともに、最も大きい相談種別

非行相談

■ ぐ犯相談：盗癖・金品持出・家出など、触法外の非行に関する相談

■ 触法相談：主に14歳未満の窃盗、恐喝、障害など法に触れる事件にかかる相談

障害相談

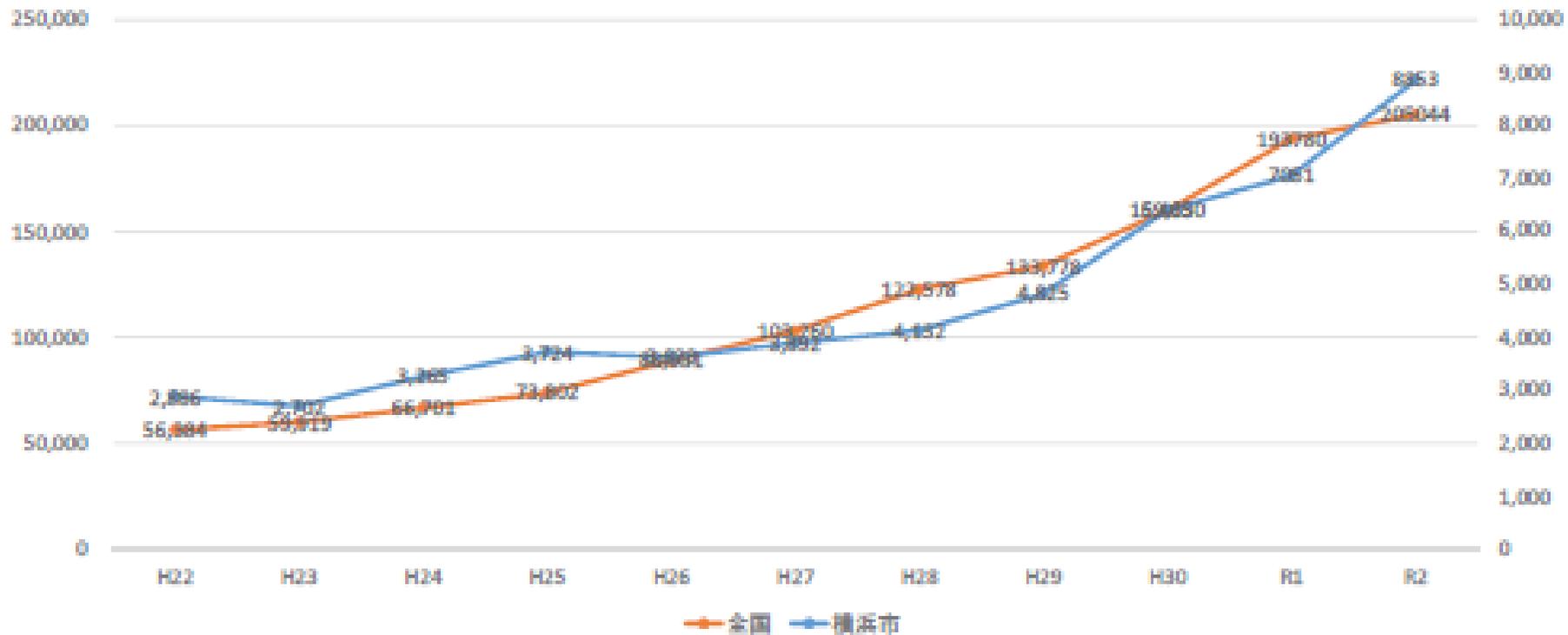
■ 知的障害、肢体不自由、重度重複障害など相談や「愛の手帳」判定（申請は区役所）、障害者自立支援法の関連、子どもの発達に関する相談

育成相談

■ 性格や行動に関する相談、不登校やしつけにかかる相談のほか、進学・学業不振などの相談も含む。

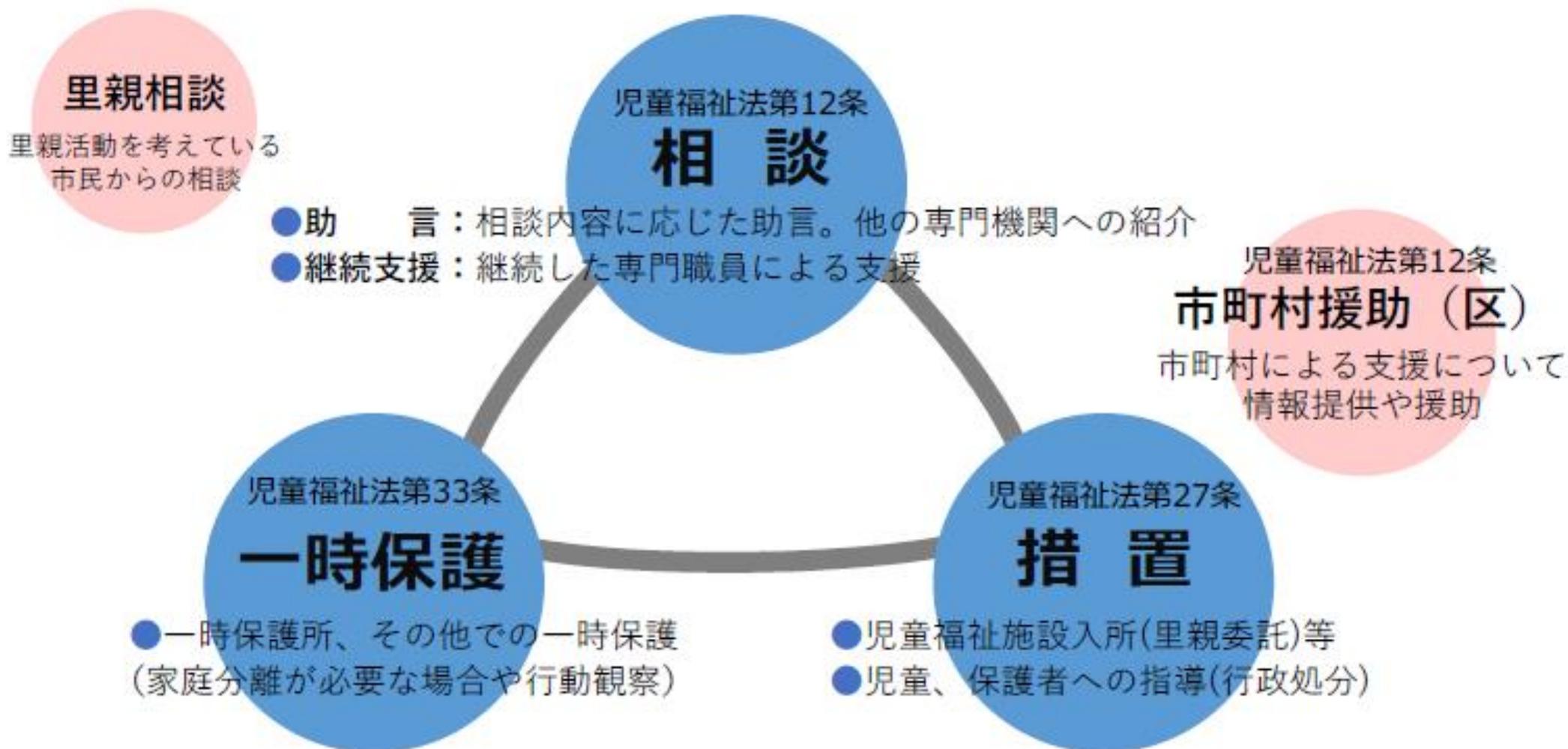
虐待対応件数

この10年間で3倍 H22：2,886件⇒R2：8,853件

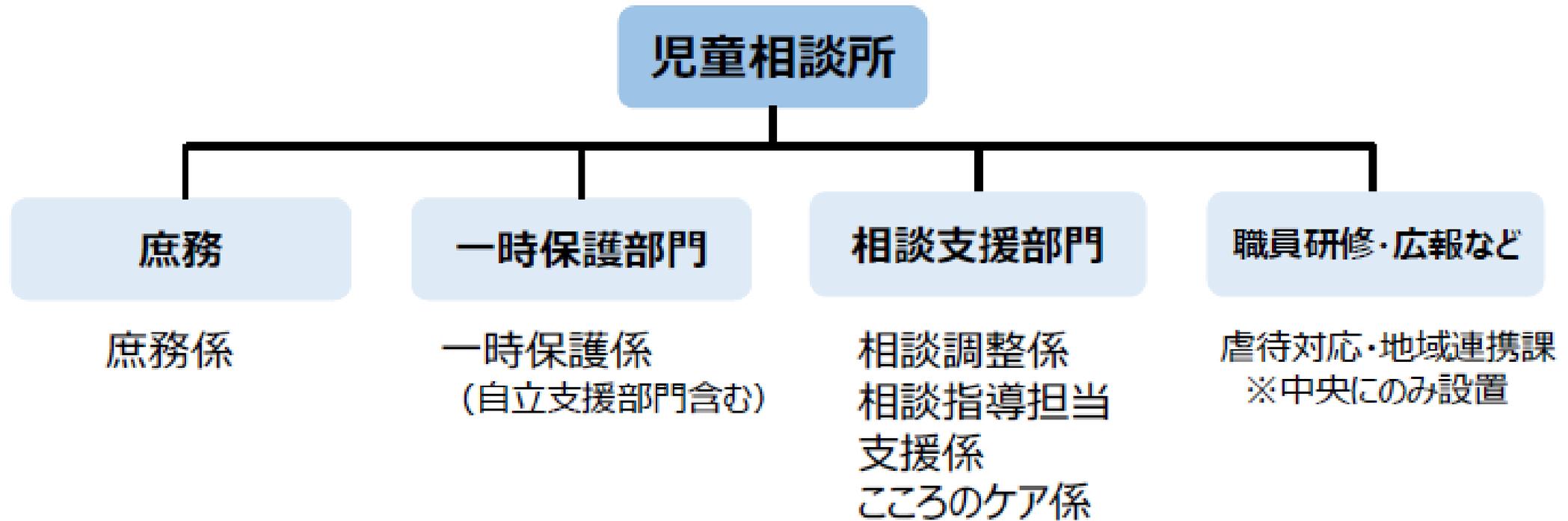


●参考：厚生労働省「福祉行政報告例」ほか H22年度は福島県を除く

児童相談所の機能



児童相談所のセクション





相談部門の役割

相談調整係

【業務の内容】

- ・子どもに関するあらゆる相談（家族関係・非行・特定妊婦・障害・里親活動等）の受付
- ・施設（児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設等）の入所調整・交渉
- ・児童相談所の社会福祉統計（福祉行政報告例、市会）
- ・援助方針会議の運営

相談指導担当（チーム）

【業務の内容】 = **児童虐待の初期対応**

たとえば・・・

- ・ 近隣住民や学校、警察、医療機関などからの児童虐待通告の初期調査・介入や支援
- ・ 子ども本人や保護者からの相談
- ・ 所内の各専門職及び関係機関との連携業務





相談部門の役割

支援係

【業務内容】

インテーク部門（相談調整係・相談指導担当）から担当を引継ぐ

- ・子どもに関するあらゆる家庭への継続支援（在宅ケースや施設入所中の児童）
- ・家庭裁判所家事事件（少年事件の送致や、児童福祉法28条の申立てなど）
- ・入所施設（児童養護施設、児童自立支援施設、障害児入所施設など）との連携
- ・家族再統合、家族関係調整（家庭支援担当）
- ・里親に関する業務（里親専任）
- ・障害児に関する支援（障害児支援担当）
- ・健全育成事業



相談部門の役割

こころのケア係

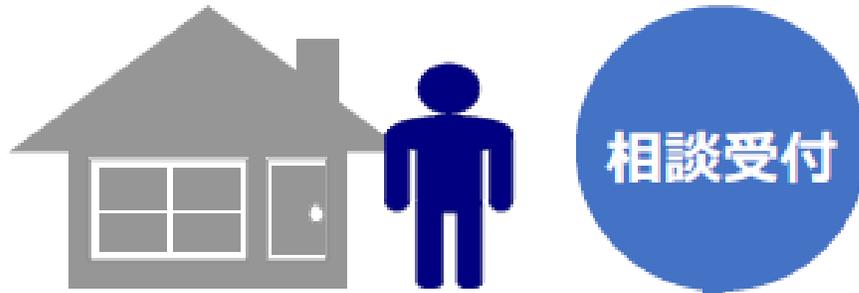
【業務内容】

- ・心理診断（心理学的アセスメント）

面接、心理検査、観察等をもとに、心理学的観点から援助の内容、方針を定めるために行う

- ・子ども・保護者・関係者への心理療法・カウンセリング・助言指導

- ・他職種へのコンサルテーション



電話相談
来所相談
児童通告（文書）

【経路】

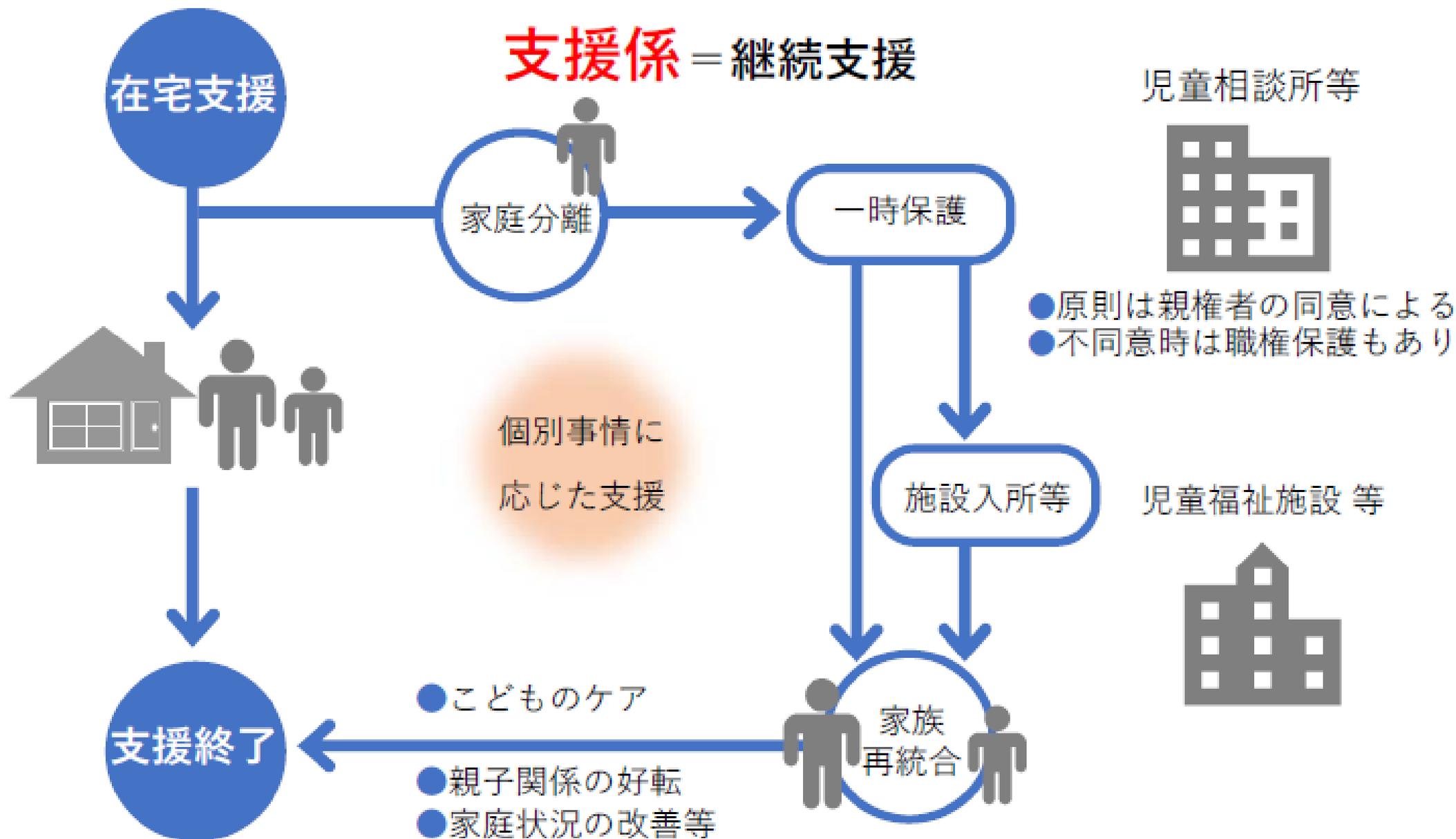
- 家族、親族
- 虐待者本人
- 児童本人
- 近隣、知人
- 警察
- 保育園・幼稚園
- 学校
- 医療機関
- 民生・児童委員
- 区福祉保健センター など

相談調整係・相談指導担当

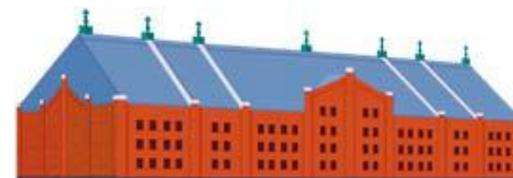
= インテーク、初期調査、
初動対応（緊急一時保護など）

緊急性の判断



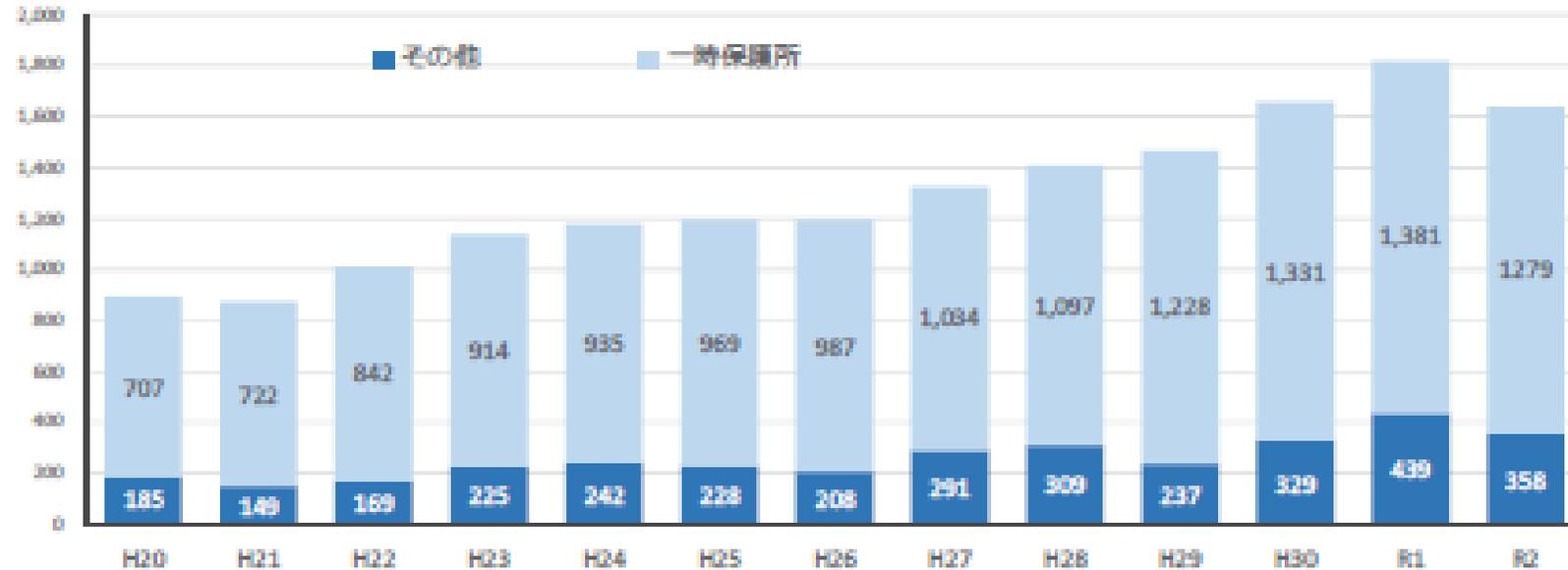


3 一時保護所について



一時保護件数

一時保護所の保護件数は R2年度1,279件 181.1人/日





一時保護について

- ・ 4児相 総定員 177名
(西部40名 学童男15 学童女15 幼児 10)
- ・ 一時保護委託 児童福祉施設、里親、病院、警察署など
- ・ 入所期間 原則2か月以内(約2割が2か月超え)
- ・ 通学、外出 幼稚園や学校などに通学できません。散歩などの外出は職員が付き添わないと行えません。
- ・ 学習 教員免許を持つ指導員が学習指導を行います。
- ・ 日課 6:30起床 7:30朝食 8:00自由時間 9:10学習
12:00昼食 13:00学習 15:00おやつ 15:30入浴
17:30自由時間 18:00夕食 20:30以降 就寝



一時保護の種類

- 養護
虐待、捨て子、置去児、失踪、離婚、出産、迷子、逮捕
- 非行（ぐ犯）
盗癖、浪費、家出、不良交友、性的非行、薬物常用
- 触法 反社会的行為が著しい子ども
- 性向 登校拒否や家庭内乱暴、性格上の問題
- 障害 軽度の知的障害、肢体不自由などで養護問題がある場合
など



一時保護の必要性

☆緊急保護

- ・ 棄児、迷子等で緊急に保護する必要がある場合
- ・ 虐待、放任等の理由で家庭から一時引き離す必要がある場合
- ・ 子どもの行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼす、もしくはそのおそれがある場合

☆行動観察

- ・ 適切で具体的な支援方針を定めるために、十分な行動観察と生活支援の必要がある場合

☆短期入所指導

- ・ 短期間の心理療法、カウンセリング、生活指導を一時保護所で行う事が有効であると判断される場合



一時保護の流れ

☆ 通告⇒調査⇒アセスメント

- ・ 通告元 保育所、幼稚園、学校、民生委員・児童委員、放デイ、キッズ、自家セン、警察、医療機関、地活 など
- ・ 児童相談所、区こ家などによる調査
- ・ 共通のアセスメントシートを参考に一時保護の要否判断

☆ 一時保護の決定

- ・ 受理会議等において検討し児童相談所長が行う。
緊急の場合でも臨時の受理会議等を開いて検討します。



障害児の一時保護

ケースバイケースですが、基本的に障害児は一時保護所での保護が困難です。

1 地域活動ホームのショートステイ利用

利用登録が必要

2 障害児施設の短期入所

受給者証をもっていて、障害児施設の緊急枠の空き状況次第

3 地域活動ホームへの一時保護委託

虐待ケースや費用負担が困難な場合など、一時保護委託にする場合も

4 横浜市在宅障害児緊急一時保護制度（病院）

調整は区役所

5 福祉型障害入所施設の緊急利用枠（一枠のみ）



一時保護中に行うこと

- ・ 調査

児童福祉司による調査 生育歴、家族状況、学校生活、病歴など

- ・ 診断・判定

社会診断 調査した事項などを踏まえ、心理・医学的、行動診断の要否・継続的な指導や措置による指導などの必要性を、利用者とともに考え方向付けする。

心理診断 心理司を中心に行動観察、心理検査、保護者との面接などの結果を統合し、援助の内容や方針をたてることを目的に行う。

医学診断 医学的見地からの子どもの援助内容や方針を定めるために行う。児童相談所内で難しい場合は、外部の医療機関への依頼も。

行動診断 保護中のこどもの行動を保護所職員により観察評価する。

- ・ 援助方針（判定）会議 児童相談所の支援の方針決定。



一時保護後の支援

☆ 在宅支援（家族再統合）

- ・ 区こ家の支援

家庭訪問、面接、社会資源活用、モニタリング

- ・ 児童相談所の支援

面接や家庭訪問、心理面接・医学診断

- ・ 所属（学校、保育園など）、地域での見守り、支援

☆ 社会的養護

乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、里親

障害児入所施設 など

4 障害児支援について



区と児相の役割の違い

区	障害者総合支援法制度 ・短期入所 ・居宅介護等（ホームヘルパー） ・移動支援等（ガイドヘルパー） ・日中一時支援
	児童福祉法制度 ・児童発達支援 ・放課後等デイサービス
	その他 ・メディカルショートステイ ・在宅障害児緊急一時保護制度
児相	児童福祉法制度等 ・施設入所支援（福祉型・医療型） ・虐待ケースの緊急対応等

在宅で安定しているケースについては区にて継続支援を行う。
 養護性に課題のあるケース、虐待ケース及び施設入所が必要となるケースは区、児相で連携を取りながら支援する。



児童相談所で行う障害児支援

- ・ **相談調整係**

- 新規ケースの相談受付

- 児童相談所で支給決定するサービス利用 被虐児の初期対応（相談指導担当）

- 重心サービス利用の適否判断 重心を除く障害児の長期入所利用調整

- ・ **支援係**

- 養護性等の課題のあるケースの継続支援

- 重心児の長期入所利用調整

- ・ **こころのケア係**

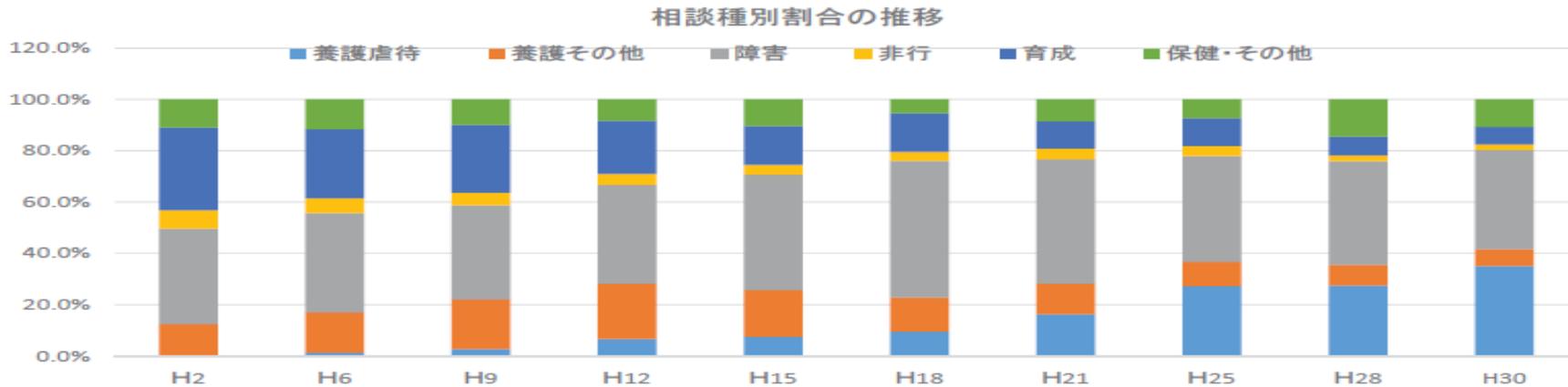
- 愛の手帳判定

- 特別児童扶養手当診断

令和2年度横浜市児童相談所事業概要

- 新規相談受付件数の4割弱が障害相談（虐待は42%）。
- そのほとんどが療育手帳の判定。（こころのケア係）
- * 療育指導は行っていない

児童虐待相談は受理件数の42% (R2)



✓ 養護相談の88%虐待事例 (R2)

● 参考：横浜市児童相談所事業概要



障害児入所支援

児童福祉法第42条

障害児支援施設は、次の各号に掲げる区分に応じ、障害児を入所させて、当該各号に定める支援を行うことを目的とする施設とする。

1 福祉型障害児入所施設

保護、日常生活の指導及び自立自活に必要な知識技能の付与

2 医療型障害児入所施設

保護、日常生活の指導、自立自活に必要な知識技能の付与及び治療

3 福祉型障害児入所施設（児福法第42条第1号）

- ・ぽらいと・えき 50床
- ・すみれ園 30床
- ・ぶどうの実 30床
- ・くるみ学園 20床
- ・横浜訓盲院 45床



障害児入所支援

医療型障害児入所施設（児福法第42条第2号）

- ・県立こども医療センター
- ・重症心身障害児（者）施設サルビア
- ・横浜医療福祉センター港南
- ・横浜療育医療センター

【横浜市外】

- ・ソレイユ川崎（川崎市）、小さき花の園（鎌倉市） 等々
- ・国立病院機構：神奈川病院（秦野市）甲府病院（山梨県）、天竜病院（静岡県）、小諸高原病院（長野県）、渋川医療センター（群馬県） 等々

* 医療型障害児入所施設は障害者総合支援法に基づく「療養介護」の指定も受けています。



利用契約になじまない世帯について

- ①保護者が不在であることが認められ、利用契約の締結が困難な場合
- ②保護者が精神疾患等の理由により、制限行為能力者又はこれに準ずる状態にある場合
- ③現状の家庭環境下で養育された場合、生命の維持や健康の保持が難しい等、著しく福祉が損なわれる可能性が高い場合
- ④保護者が児童の権利の代弁機能を持つことが期待できず、保護者からの分離継続が必要と児童相談所長が判断した場合
- ⑤その他、児童相談所長が措置を必要と認めた場合

措置と契約の違いについて

障害児施設の入所は基本は「契約」。利用契約になじまない児童は「措置」で扱う。

項目	措置	契約
根拠法令	児童福祉法第27条第1項第3号	児童福祉法第24条の3
入所時に提示される書類	措置決定通知書 措置医療券	入所給付受給者証 (医療型は医療受給者証)
施設の入所方法	児童相談所長の決定(行政処分)	受給者(保護者)と施設間の契約
国や市が費用負担する範囲	入所にかかわる費用ほぼすべて(事務費、生活諸費、教育費、医療費等)	入所にかかる基本の部分(事務費に近い) 医療費・教育費(福祉型) : 保護者
費用負担支払い方法	横浜市に支払い	施設に直接支払い



障害児入所施設をとりまく状況

1 8歳以上の障害児施設入所者（加齢児）について

- ・ 障害児施設は児童福祉施設的位置付けである
 - ・ 平成24年4月施行の児童福祉法改正により、障害児施設に入所している18歳以上の入所者（加齢児のみなし規定）は入所継続ができない。
 - ・ 令和3年3月31日までの経過措置。
- ← 地域移行推進事業の実施



障害児入所施設をとりまく状況

地域移行推進事業実施

- 高1 春～秋 移行支援開始 アセスメントの実施
- 高1 冬 地域移行支援方針の策定
- 高2 春～秋 児童の意向確認 アセスメントの実施
- 高2 秋～冬 移行支援計画策定
- 高3 春～秋 移行先の利用調整、方針見直し
- 高3 冬 移行先または移行困難ケースの確認
(連絡会議、地域移行カンファレンス、地域移行コーディネート業務)

ご清聴ありがとうございました。
今後とも、よろしくお願ひします。

